

Title	中華民国財政の整理 (上)
Sub Title	
Author	胡, 己任
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.7 (1922. 7) ,p.1007(119)- 1033(145)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220701-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

と宣言し九月の全露紡織工大會は『權力獲得の闘争に於ては全然 Soviets を援助す。何んとなれば唯斯かる力のみが國家を經濟的並に政治的破滅から救ひ又労働階級の地位を改善し得るかである』と約した。

労働争議が激烈になるに従ひ益々労働組合を驅つて左翼に赴かしめ、九月のペテログラードの民主會議(Democratic Convention)に於ては百八十九萬三千百名の労働者を代表する労働組合代表者の九割は提携に反對し、その七割は Bolshevik 黨に屬して居た。九月十月は兩階級の激争の中に經過し労働者は彼等の決議を赤衛軍の力によつて強制的に實施し、皮革工組合と皮革製造者聯盟との争議の如きは終に雇主が工場から追はれ工場委員の占有する所となつた。

十月五日十三萬八千名の労働者を代表するモスコオ地方金屬工會議は『經濟政策の基礎に根

本的變更を加へる爲めの熱心な運動、即ち最大のシンヂケート組織の石油、石炭砂糖並に金屬工業の國有、運輸機關と銀行の國有、を要求し更に『各地方に於て最も速かに産業の労働管理の實現に着手する事』を激勵した。十月九日モスコオ地方の二十萬人の紡織工を代表する百名の代表者は Soviets を擁護する事を約し、雇主等のサボターヂ並に假政府の不信行爲に對し斷乎たる行動に出る事を Soviets に促した。事態は一層複雑となり諸方に地方的の罷工が起つたが何事もなかつた。巧妙な雇主及び其團體は労働者を別々に打破する爲め却つて小罷工を煽動したのであつた。併し十月革命の成功するや政治上經濟上の全權は無産階級の掌握する所となり資本主義時代の一切の關係は破壊され労働組合は労働政府の一部門(露西亞共產黨第九回大會決議となつた)。

中華民國財政の整理 (上)

胡 己 任

第一章 我國財政の概況

第一節 前清財政の概略

中華民國の財政を研究し、又は徹底的救濟策を講せんと欲せば、須く民國元年以來の財政の一斑を述べ、以て其紊亂の原因何處に存するかを明にせざる可からず、但し中華民國の財政は前清財政の紊亂を承けて、今日に至るものにして、若し前清の財政の状況を知らざれば、中華民國の財政を論ずるは、架空に流るゝ虞あり、茲に於て、先づ前清の財政の概略を述べべし。

前清の財政は、左の五期に分つを得べし。

- 第一、富裕期、滿清入關(一六四四)より嘉慶に至る迄
- 第二、缺乏期、嘉慶より同治初年迄

第三、中興期、同治初年より中日戦争に至る迄

第四、紊亂期、中日戦争より團匪事變(一九〇〇)に至る迄

第五、大紊亂期、團匪事變より清末一九一二に至る迄

今年を遂ふて其の概略を述べべし。

第一 富裕期、滿清入關より嘉慶に至る迄

一、順治時代の財政

一、民力の寛恤 我國は、歴來課税の輕重を以て、君主の仁暴を定むる標準と爲す、清朝は人心收攬の爲め、入關以來、租税を徵收するに一に前代の舊法により敢へて増徴せざるのみならず、前代に行はるゝ種々なる附加税を廢除し、横征暴斂及び中飽の弊を嚴禁し、以て民力を寛恤せんとせり。

二、經費の節約 冗官を裁汰し、比較的に必要な行政機關を徹廢し、以て經費を減縮せんとせり。

三、歳入の整理 租税制度及び徴收方法を改良し、以て歳入を整理せんとせり。

其時代の歳計は左の如し。

順治七年以前の歳計

歳入 錢糧 一四、八五九、〇〇〇兩
一五、七三四、〇〇〇兩

順治十七年の歳入

地丁 銀 二五、六六四、二二三兩
米、豆 六、〇一七、六七九石
鹽課 銀 二、七一六、八一六

歳出に於て軍費は其大部分を占めたり、蓋し當時天下未だ統一に歸せざればなり。

二、康熙時代の財政

康熙の初に當り、天下稍々鎮靜に歸し、歳計は順治時代と異ならざるも、康熙十四年、三藩の革命起り、歳入減少するに歳出は軍費の爲めに大に増加せり、三藩の革命平靜に歸するや、歳入漸く増加するに至り、民力を寛恤する爲めに、租税を輕減し、又或年度に於て全免せり、

其細目左の如し。

地丁 銀 三〇、二〇〇、〇〇〇兩
米、豆、麥 四、二〇〇、〇〇〇石
鹽課及耗羨 七、二六〇、〇〇〇兩
關稅盈餘 二、〇〇〇、〇〇〇兩

四、乾隆時代の財政

乾隆時代に入り、財政大に整頓し、歳入益々増加するに至り、民力を寛恤する爲に、田賦(地租)の免徵數回に亘れり、又災民の救濟、河堤の興築城砦の修繕、軍備の擴張の爲めに、巨大なる經費を支出せるに拘はらず、國庫の盈餘尙毎年八百萬兩以上に上り、乾隆の末年には、國庫の存銀七千餘萬兩に達したりと云ふ、乾隆五十六年度の歳計は左の如し。

歳入 銀 四三、五九〇、〇〇〇兩
歳出 三二、七七〇、〇〇〇兩

第二 缺乏期、嘉慶より同治初年迄

一、嘉慶時代の財政

又一方に於て、行政費、軍費殊に皇室經費を節約し中飽の弊を杜絶し、一方に於て墾殖を奨勵し、農業を盛んならしめたり、是れ戰役屢々興るも、庫藏尙盈餘ある所以なり(康熙末年庫藏の盈餘約八百萬兩あり)

康熙六十年年度の歳入左の如し。

地丁 銀 二八、七九〇、〇〇〇兩
米、麥 六、九〇〇、〇〇〇石
鹽課 三、三七〇、〇〇〇兩
關稅雜稅 三、〇〇〇、〇〇〇兩

三、雍正時代の財政

康熙の末季に當り、天下久く泰平の福を享け、國民富庶なるにより、財政漸く寛大に流れ、中飽侵蝕の弊又興り、雍正位に即くや屢々勅令を下し、中飽侵蝕の弊を杜絶するを以て財政整理の中堅と爲せり、論者は乾隆初年の國庫盈餘は雍正時代財政整理の結果なりと謂へり、雍正元年の歳入は、約四千餘萬兩に上れり、

嘉慶の時代に入り、紅苗の亂未だ平靜に歸せざるに、教匪等の亂又起り、軍費膨脹し、國用始めに窮乏を告げたり、加之河堤の修築、租税の滯納、外品殊に阿片盛に輸入の爲め、銀の海外流輸巨額に上れる等の、關係よりして一切の經費益々竭蹶の狀を呈するに至れり。

嘉慶十七年度の歳計は左の如し。

歳入 四〇、一三〇、〇〇〇兩
歳出 三五、一〇〇、〇〇〇兩

二、道光時代の財政

道光の初に當り、已に歳入減少し、國用不足を告げたるに加ふるに、後年地方「解款」(送金)及び各項收入の滯約の多きこと、前代未曾有と爲し、軍費、河堤工事費巨額に上り、銀の海外流出年に三千萬兩を超過し、阿片戰役の終るや、又二千百萬兩の償金を強要せられ、財政益々窮乏に陥るに至れり。

道光二十二年度の歳計は左の如し。

歳入(地丁、鹽課、海關)	三七、一四〇、〇〇〇兩
歳出	三一、五〇〇、〇〇〇兩

三、咸豐時代及び同治初年の財政

咸豐の初年に當り、洪楊の革命起り、軍費益々巨額に上り、一時の急を救ふ爲めに、釐金制度を創れり、其時又英佛聯合軍の侵入あり、償金殆んど二千萬に達し、財政の困難は前代未曾有と爲すに至れり。

同治初年に入り、洪楊の革命未だ平靜に復せざるにより、軍費依然として巨大を算し、財政困難の状態前代と大差無し。

此時代の特徴として記すべきことは、即ち外債に仰ぐの端を啓きたる一事なり。

第三 中興期、同治初年より中日戦争に至る迄

一、同治初年より以後の財政

が爲めに費したる経費約千五六百萬乃至二千萬兩に上れりと雖も、特に増税を行ひ、又は外債を借入れ、以て新事業を行ふ経費を支辨せる事實は認め得ざるのみならず、又會々國庫に於て盈餘を生ずるに至れり、即ち光緒十一年より同二十年(中日戦争の年)に至る十年間、其歳入平均八千三百五十萬餘兩、歳出七千七百五十八萬餘兩、約六百萬兩の剰餘を示せり、今其收入の重要なものを擧示すれば、左の如し。

歳入種類	項目	光緒十八、九兩年の平均收入
常例	田賦	四三、四九九、六〇六兩
同	鹽課	七、五四一、五八五
同	常關稅	二、六八三、八九七
新增	釐金	一四、七九六、四七三
同	海關稅	一七、二二二、〇一四
臨時	激捐(獻納)	三、三九二、〇一三
同	續完(追徵)	二、三三二、三〇九
同	節控(節減)	二、〇一四、八一四
歳入合計		八三、二二七、二二六

同治初年より以來、洪楊の革命鎮靜に歸し、海關稅、阿片稅の新設、釐金收入の増加等により、歳入邊に増加し、總計七千萬兩を超過し、一時財政に起りたる狂風暴雨は、遂に平靜に復するに至れり。

二、光緒初年より二十年に至る迄の財政
光緒の初季に及びて、内亂外患相繼ぎて去り、内治の平靜に復するに従ひ、田賦、鹽課、常關稅、釐金海關稅、阿片稅等の稅源益々豊富となり、財政の餘裕を見るに至れり。

光緒七年度の歳計は左の如し。

歳入種類	項目	金額
常例	田賦常關、鹽課、雜賦	四二、四八〇、〇二八兩
新增	釐金	一八、五八〇、四四四
同	海關稅	一四、九九〇、二七六
同	阿片稅	五、〇〇〇、〇〇〇
合計		八〇、九六九、七四八

其後年を逐ふて、幾多の新事業を實施し、其

當時に於ける歳出なるものは左の如し。

項目	光緒十八、九兩年平均金額
常例歳出	三九、八六六、五六七兩
新增歳出	二五、一三〇、三九八
特別歳出	七、〇五九、〇三八
解京衙門經費	二、四八三、二六二
歳出合計	七四、五三九、二六六

以上に由り見れば、中日戦争以前の財政は、歳入の激増と共に、歳出の膨脹を呈したれども、尙國庫に盈餘あることは明なり、且つ當時の外債は七項にして、合計六百八十萬磅ありしも、歴年償還し、其後中日戦争勃發するに及ぶ迄、其現存負債は僅に獨逸の二十四萬磅に過ぎざる一方又舊制の改革未だ行はれざりし爲め、實際に多大の冗費を支出したるものなり。

第四 紊亂期、中日戦争より、團匪事變

(一九〇〇)に至る迄七年間

光緒二十年中日戦争勃發せる結果、莫大なる

戦費及び償金皆外債に仰ぐ、光緒二十年より二十四年に至る五年間、左の如き巨額なる外債を借りたり。

年 度	外債名目	起 債 額	利 息	擔 保
光緒二十年(一八九四)	匯豐銀行款	一〇、九〇〇、〇〇〇兩(註一)	七分	海關稅
同 二十一年(一八九五)	匯豐金 款	三、〇〇〇、〇〇〇磅	六分	同
同	克薩洋 款	一、〇〇〇、〇〇〇磅	同	同
同	瑞記洋 款	一、〇〇〇、〇〇〇磅	同	同
同	露佛洋 款	四〇〇、〇〇〇法(註二)	四分	同
同	英獨洋 款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	五分	同
光緒二十二年(一八九六)	英獨洋 款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	四分	同
同 二十四年(一八九八)	續英獨洋 款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	四分	同
合 計		五四、四五五、〇〇〇磅		

註一、英貨に換算すれば一、六三五、〇〇〇磅なり

註二、英貨に換算すれば二五、八二〇、〇〇〇磅なり

以上は戦前の外債額に比すれば實に二百三十餘倍に達せり、而して其毎年償還すべき元利金額は、合計二千五百十八萬五千兩に上り當時海關稅の收入は、二千一二百萬兩臺にして、盡く之を外債元利の償還に充用するも、猶足らず、外債の激増既に斯くの如きを以て、其財政に加

ふる打撃甚大なりき、之に加ふるに、新政準備の爲めに、經費膨脹し、歳入は八千八百餘萬兩にして歳出は一億以上を超え、不足の額は千三百餘萬兩に達し、財政の紊亂茲に始れり、然りと雖も、當時は海關稅、阿片稅、釐金等の稅源年々自然增收を現はせしが爲、尙ほ甚だ窮乏す

るに至らざりき。

せず、財政愈々困窮に陥りたり。

第五 大紊亂期、團匪事變(一九〇〇)より

清末に至る迄十二年間

歲計遞加の趨勢に至りては、光緒十八年より宣統三年に至る二十年間、歳入は約八千三百萬兩より三億九千七百萬兩に増加すると共に歳出

光緒二十六年團匪事變起りたる結果、償金六千七百五十萬兩に達し、(毎年約千八百十三萬兩の分償すること)外債總額遂に一億二千九百九十五萬五千兩に上り、毎年償還すべき元利合計は三千二百六十萬兩なり、加ふるに銀價下落により、年々金貨勘定にて元利を償還するに當り、莫大なる損失を受け、海關稅の全部、釐金常關稅及び鹽稅の大部分は、悉く外債償還資金中に投せられたり。

は更に膨脹して、約八千萬兩より三億三千萬兩と爲り、七百七十一萬餘兩の歳入超過より、三千六百餘萬兩の歳入不足を見るに至り、清朝財政の瘡痍愈々深く、遂に清朝没落をすら招致せんとす。

當時中央及び各省何れも百般の新政の勵行に努め、政費益々膨脹するに至りしが、而も收入の中堅たる海關稅及び田賦に於て、前者は外債の擔保とせらるゝ結果、自から増率する自由なく後者は祖制を紹述せんが爲め收へて之を加徴

其中央財政と地方財政との關係に至りては、當時主要なる租稅は、各省をして徵收せしめたる上、其富裕なる各省をして、「解款」(送金)なる形式を以て、中央に行政費外債及び賠款の支拂に供する資金を納入せしめ、其貧瘠なる各省は却つて中央より之を協濟する制度行はれた

結 論

清朝財政の遞嬗は、大略右の如し、其財政上

を得べし。

に加へし大なる打撃は、中日戦争と團匪事變これなり、其の時代の特徴として擧ぐべきことは、

第一期 民國元年(一九一二)より袁世凱氏没落(民國五年)に至る迄五年間

即ち(一)歴代興亡の跡に鑑み、祖制を紹述する

第二期 袁氏没落後より今日に至る迄六年間

爲めに、増税を喜ばざりしこと、(二)前述の二

今次を逐ふて其の一斑を述べし。

大打撃を受けたる後、尙新政施行の爲め、巨額

第一期 民國元年より袁氏没落に至る迄五

の経費を支辨したるが、而も鐵路公債以外殆ん

年間

ど全く政治借款起らずして、努めて收支適合を

謀り、且つ外債の償還會つて延期することなか

りしこと是なり。

此に由りて之を觀れば、清末の財政は窮迫に

陥りたりと雖も、未だ今日の如く紊亂状態を暴

露するには、至らざりしなり。

第二節 中華民國財政の概略

一 民國成立以來の財政の経過

前清財政の概略は、已に擧示せり、今述ぶべき

ものは、民國時代の財政なり、之も二期に分つ

し。今民國初年に於ける外債を表示すれば、左の如

起 債 時	借款名目	起 債 額	年利	手取	擔 保	債權國	完済期
民國元年(一九一二)	瑞記第一借款	三〇〇、〇〇〇磅	六分	九五	崇文門關稅	獨	一九一六年
同	同 第二借款	四五〇、〇〇〇	同	同	同	同	一九二一
同	クリスプ借款	五、〇〇〇、〇〇〇	五分	八九	鹽稅	英	一九五二
同	瑞記第三借款	三〇〇、〇〇〇	六分	九五	契稅	獨	一九一七
民國二年(一九一三)	善後 大借款	二五、〇〇〇、〇〇〇	五分	八四	鹽稅海關稅等	英佛獨露日	一九六〇
同	同	一、二〇〇、〇〇〇	六分	九二	契稅	奧	一九一七
同	同 第二借款	二、〇〇〇、〇〇〇	同	同	同	同	同
同	海關鐵道前貸	四、〇〇〇、〇〇〇	五分	九四	其鐵道	白	一九五三
同	同成鐵道前貸	一、〇〇〇、〇〇〇	同	九四半	同	白、佛	一九五四
同	民國三年(一九一四)	同	同	同	同	同	同
同	奧國スゴダ第三借款	五〇〇、〇〇〇	六分	九二	契稅	奧	一九一七
同	中央公司借款	三七五、〇〇〇	同	九一	京奉鐵道收入	英	一九三四
同	狄 思 銀行	四〇〇、〇〇〇	五分	—	地租及び海關稅	英	一九一八
同	中佛浦口前貸	四、〇〇〇、〇〇〇	同	八一	其事業及び酒稅	佛	一九六四
同	欽渝鐵道前貸	一、二八四、六二〇	五分	八九半	煙草稅	佛	一九一九
合 計		四五、八〇九、六二〇					

右の内、瑞記借款の一部のみ、民國元年北京

市場救済の資金に充て、自餘は悉く行政經費と

して濫費されたり、其後歐洲大戰勃發し、延て

帝制問題起り、遂に借款は不可能に歸したるが

故に、袁氏は又一億元位の内債を起したり。

當時軍費政費共に巨額を算し、中央の支出三

億元を越ゆるに至りしかば、財政益々困難を感

じたり、然りと雖も、民國三四年間、袁氏中央集

權主義を取り、天下統一に歸し、各省軍民長官、

皆中央の命令を服従し、各省「解款」杜絶する

ことなかりしを以て、歲計上不足の額尙微々たりしが、豈に圖んや袁氏妄に帝制を稱せんと欲し、金錢を以て天下の人心を買ひ、財政の施設漸く亂脈に趣き、中國、交通兩銀行をして、紙幣を濫發せしめ、兩行より九千萬元の借款を起し、兩行をして大なる破綻を現はしめ、民國五年五月、遂に兌換停止を命せり。

第二期 袁氏没落後(民國五年)より今日に至る迄

袁氏の死後、共和再施されたる以來、羣雄割據中央の威信地に墜ち、軍費過重に流れ、地方の「解款」差押へられ、歳入涸竭せるが故に、財政は愈々紊亂の状態を暴露するに至れり。

民國六年、歐洲戰に参加せるに因りて、庚子賠款(團匪事變償金)五個年の償還延期、獨塊に對する債務約五千萬元の支拂停止を得たるに加ふるに關稅鹽稅の歳入増加、銀價の騰貴、對外貿易の好景氣等により、財政整理の良好なる機會たりしに拘らず、當局毫も茲に顧及する所なく、反て益々綱紀の紊亂を恣にし、軍政兩費を妄に増加し、豫算は依然として廢弛行はれず、有ゆる擔保を提供し、種々なる内外債を濫舉し、借債を以て國家の命脈を繼ぐ唯一手段と爲し、徒に一時の彌縫糊塗のみ是れ事とし、其他計る所無し。今茲に民國五年七月以降に於ける外債の主要なるものを擧ぐれば次の如し。

年次	借款名目	起債額	債權國別及番號
民國五年	市俄古銀行借款	五、〇〇〇、〇〇〇弗	米 國 (一)
同	東亞興業公司借款	五、〇〇〇、〇〇〇圓	日 本 (一)
同	正金銀行學款	一〇〇、〇〇〇圓	同 (二)
同	中日實業公司造紙廠借款	二、〇〇〇、〇〇〇圓	同 (三)

年次	借款名目	起債額	債權國別及番號
民國六年	運河透泄借款	六、〇〇〇、〇〇〇弗	米 國 (二)
同	美孚借款	五、五四三、七〇三元	同 (三)
同	華比銀行借款	六七七、五八〇兩	白 國 (一)
同	留學生借款	一一三、五〇〇兩	露 國 (一)
同	天津水災借款	七〇〇、〇〇〇兩	各 國 (一)
同	正金銀行學款	一〇〇、〇〇〇圓	日 本 (四)
同	中日實業公司水災借款	五、〇〇〇、〇〇〇圓	同 (五)
同	運河測量借款	二五〇、〇〇〇弗	米 國 (四)
同	留學生借款	三〇、〇〇〇弗	同 (五)
同	花旗銀行借款	一五〇、〇〇〇(弗)	同 (六)
同	匯豐銀行借款	二五七、七五〇磅	英 國 (一)
同	マルユニ無線電信借款	六〇〇、〇〇〇磅	同 (二)
同	商業銀行券借款	五〇九、五四二兩	露 國 (二)
同	教育部借款	一五〇、〇〇〇兩	同 (三)
同	防疫借款	七二〇、〇〇〇兩	各 國 (三)
同	電信借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	日 本 (六)
同	吉會借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	同 (七)
同	鎮林借款	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓	同 (八)
同	參戰借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	同 (九)
同	濟順高徐鐵道墊款(前貸)	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	同 (十)
同	滿蒙鐵道前貸	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓	同 (十一)
同	太平洋公司第一次軍器借款	一八、七二六、四二一圓	同 (十二)
同	第二次軍器借款	一三、三六五、二六四圓	同 (十三)

同	三井洋行印刷局借款	二、〇〇〇、〇〇〇圓	同	(十四)
同	朝鮮銀行借款	五〇〇、〇〇〇圓	同	(十五)
同	烟酒借款	三〇、〇〇〇、〇〇〇圓	米	(七)
民國八年	大倉洋行保商手形借款	二、四五七、一三四圓	日	(十六)
同	太平洋司軍械代價欠款	八六九、二九一圓	同	(十七)
同	朝鮮銀行參戰借款延期利息	一、六〇〇、〇〇〇圓	同	(十八)
同	臺灣銀行學款	一〇〇、〇〇〇圓	同	(十九)
同	三菱銀行學款	三〇、〇〇〇圓	同	(二十)
同	三菱公司海軍部軍器代價欠款	四六六、九九九圓	同	(二十一)
民國九年	飛行機借款	六〇〇、〇〇〇圓	英	(三)
同	中日實業紗廠借款	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	日	(二十二)
同	中日實業會社借款	三、〇〇〇、〇〇〇圓	同	(二十三)
同	滙業銀行利息支拂前貸	四、〇四七、五〇〇圓	同	(二十四)
同	中日實業公司利息支拂前貸	二、二三一、〇八三圓	同	(二十五)
同	太平洋司軍器代價欠款	五〇、〇〇〇圓	同	(二十六)
同	興業銀行吉會鐵道前貸利息	三七五、〇〇〇圓	同	(二十七)
同	同 山東滿蒙鐵道前貸利息	一、六〇〇、〇〇〇圓	同	(二十八)
同	東亞通商會社漢陽兵工廠欠款	三〇〇、〇〇〇圓	同	(二十九)
同	三菱銀行學款	三〇、〇〇〇圓	同	(三十)
同	武林洋行賠償金手形	五二、四五〇圓	同	(三十一)
同	滙業銀行借款	八〇〇、〇〇〇圓	同	(三十二)
同	同	二五〇、〇〇〇圓	同	(三十三)
同	日本興銀行學款	四五〇、〇〇〇圓	同	(三十四)

以上の内、今日迄既に償還したるものあり又償還を始めしものあり、其現存借款中、日本に屬するもの約一億七千八百餘萬元、其他各國に屬するもの約八千餘萬元あり、利息に至りては支拂延期せるもの夥し。

今民國政府の起したる政治借款の約八千萬磅の現在負債總額と、前清時代の約八千萬磅の舊

債殘額と、合計すれば、元金約十五萬八千八百八十五萬一千九百六十八元に達せり。

此時代に於て、外債濫借の外、又一時の困難を濟ふ手段として、長短期内國公債及び國庫證券を濫發し、其額も日に増加しつゝあり、今長期公債を表示すれば、左の如し。

名 稱	民國五年七月迄の發行額	民國九年十二月迄の發行額	増	減
愛國公債(註一)	一一、八〇六、七九〇元	二二、三六、七九〇元	減	一一、五七〇、〇〇〇元
軍需公債	五、〇七一、一五〇	三、三六七、六四〇	減	一、七〇三、五一〇
元年公債	一一、二九一、三三〇	一一、二、六八〇、五七〇	増	一〇九、三八九、二五〇
三年公債	二四、九三五、三九〇	一六、六七〇、〇六五	減	八、二六五、三二五
四年公債	二六、九三七、四七〇	七、八一五、九一〇	減	一九、一一一、五六〇
五年公債(註二)	三〇〇、〇〇〇	一六、七七〇、五一五	増	一六、四七〇、五一五
七年短期公債	—	二四、〇〇〇、〇〇〇	増	二四、〇〇〇、〇〇〇
同 長期公債	—	四五、〇〇〇、〇〇〇	増	四五、〇〇〇、〇〇〇
八年公債	—	一九、六九二、三一五	増	一九、六九二、三一五
九年公債	—	六〇、〇〇〇、〇〇〇	増	六〇、〇〇〇、〇〇〇

註一、愛國公債中一千餘萬元は、元年公債に切り換へたり
註二、五年公債中九百餘萬元は、貯蓄券に切り換へたり

上表に據れば、四年半の間内債増發額實に二萬三千三百八十九萬餘元に達せり。

我國の内債は、略ぼ以上の如し、民國八年度の豫算に據れば、同年度の内外債元本支拂に要する金額は一億二千七百九十六萬二千八百二十六元にして、即ち同年總支出額の二割五分強を占め、如何に我國政府は、内外債の重荷に悩まされ、内外債の累積は、如何に我國財政に禍せるかを推知するに足るべきなり。

二 現時中央政府の歳計

我國は連年内政分裂せるが爲め、毎年度豫算を編製し、又實施すること能はず、民國二年度、

年 度	歳 入	歳 出
民國二年(一九一三)	五五七、〇三二、二三六元	六四二、二三六、八七六
同 三 年	三八二、五〇一、一八八	三五一、〇二四、〇三〇
同 五 年	四七二、八三八、五八四	四七二、八三八、五八四
同 八 年	四九〇、四一九、七八六	四九五、七六二、八八六

右表を通觀するに、五年度は收支適合の好況に在り、二、八兩年度は歳出超過せるも、三年度は

約三千萬元の剩餘を現し、歷年財政の狀況を不良なりと謂ふは不可なるに似たりと雖も、此歳入豫算には、内外債による借入金をも編入しあり。其額左の如し。

二 年 度	二二三、三七〇、〇〇〇元
三 年 度	二五、〇八二、三九八
五 年 度	二四、二九一、四六八

歳 出 豫 算 表

用 途	五 年 度	八 年 度
中央各機關	六、二九三、三三四元	二五、一八九、五四二元
外 交	四五、六八七、八七九	五、九七五、八九一
内 部	二二四、一九〇、六〇三	四八、一七〇、七三二
財 政	一六七、三一七、三八〇	四七、三〇四、〇五五
陸 軍	八、一五一、五六九	二〇七、八三二、四八〇
海 軍	九、三六五、七六六	九、三七九、五〇六
司 法	五、〇二八、八三六	一〇、三二九、九七六
教 育	四、〇一四、二八六	六、五二〇、六三五
農 商	一、六五〇、四三九	三、六九九、四一七
交 通	一、一三八、四九二	二、〇二九、〇五四
衆 議	—	一、三六八、七四二
借 款	—	一二七、九六二、八二六

三年度、五年度及び八年度に於て、豫算の編製を見たるも、共に實施することなかりき、且つ此等の豫算に現はれたる數字は、均しく杜撰味信するに足らざるものなり、蓋し其歳入は過大に見積り、歳出は實際の歳出と大に懸隔あればなり、然りと雖も、最近の歳出入の大概を推知せんと欲せば、尙此等の豫算表に依らざる可からざるなり、今茲に民國二、三、五、八年度の歳出入總額を左に表示して然る後に民國五、八兩年度豫算の細目を擧げ、其内容を検討せんとす。

八 年 度 五〇、〇〇〇、〇〇〇

此より見れば、我國の歳出は常に歳入を超過するは、掩ふ可からざる事實なり、殊に上述の如く歳入を常に過大に見積り、歳出は實際の歳出と大に懸隔あるに於ておや、次に五、八兩年度の豫算を擧げんとす。

合 計 四七二、八三八、五八四 四九五、七六二、八八六
 內 經 常 二九一、八〇三、四七〇 二七一、二八九、二〇五
 臨 時 一八一、〇三五、一一四 二二四、四七三、六八一

備收 (1)我國の豫算編製は、清末宣統三年度豫算を以て嚆矢と爲す、此豫算は同年の秋、革命起りたるが故に、實行に付することなかりき、民國時代の諸豫算に於て、其稍詳細なるものは、五年度及び八年度の兩豫算なり。
 (2)中央各機關經費は、五年度豫算中に於ては、「財政經費」に編入せられ、「借款」も亦財政臨時費中に編入せらる、故に五年度豫算中には、「中央各機關」及び「借款」兩項の項目無し。

歲入豫算表

種 目	五 年 度	八 年 度
田 賦	九五、八五七、二四八元	九〇、五四八、七八七元
關 稅	七三、七六三、四四八	九三、九六四、六五六
鹽 稅	九六、七六七、〇一〇	九八、八一五、〇七一
貨 物 稅	四二、七四〇、二一九	三九、二五一、五二二
諸稅(正雜各稅)	四四、一二八、五二八	三七、四二六、六四四
官 業 收 入	二、〇九一、七五二	二、四四二、八九〇
地 方 收 入	五、一〇一、五三一	五、八七二、三〇〇
中央機關收入	三、六二三、〇八六	二〇、五五七、七七九
政府直接收入	六八、一九九、二八〇	六四、五二二、九七四
借 款	四〇、四七八、七七三	五〇、九四八、二三五
合 計	四七二、八三八、五八四	四九〇、四一九、七八六
內 經 常	三三八、〇〇九、六六〇	四〇九、八三八、〇〇一
臨 時	八四、八二八、九二四	八〇、五八一、七八五

備收 吾國の歳出入は、大國の割合に少額なりと謂ふべし、此は各省の會計多く獨立せる結果なり。

以上の二表を通觀するに、歳出に於て、吾人の注意を惹起するは、陸軍費及び借款支出借款の元利支拂ひに要する支出)過大なる事是なり、即ち總歳出四九五、七六一、八八六元中、陸軍費は二〇七、八三二、四八〇元、借款支出は一二七、九六二、八二六元の巨額を算し、(皆民國八年度豫算に據る)其歳出總額に對する割合は、陸軍費四割強、借款支出二割五分強に當り、其巨大なる實に驚くべきものなり。

歳入の方に於て、五年度に於ける總歳入の四億七千二百八十三萬八千五百八十四元は、總歳出と同額にして、八年度總歳入の四九〇、四一九、七八六元は四九五、七六一、八八六の總歳出と其差鉅大ならざるも、元來借款收入は、歳入に計上せられ、實際の支出額は杜撰且つ不正確なる豫算數字を超過し、加ふるに、近年中央に

屬すべき收入は、各省に差押へられ、收入中最も巨額なる又確實なる關稅鹽稅は、既に外債の擔保に充て、政府之を自由に挹注すること能はず、此れ財政の潰亂を極め、收拾するに容易ならざる所以なり、今茲に歳出歳入各項に就きて、一々之を指摘し、以て財政の實況を探求せんとす。

A 歳 出

吾國の支出は、大別して内外債償還費、政費、及び軍費の三項と爲すことを得、内外債の元利は民國八年度の豫算に據れば、毎年約一億二、三千萬元を償還すべし、然り而して其擔保の確實なるものは、毎年其擔保の財源中より、直接之を償還せるも、其擔保の信す可らざるものは、政府之に對して延引政策を取れり。

政府の支出の最も緊急なるものは、實に政費

と軍費なり、民國九年度の中央支出したる行政費七千八百萬元、各省の支出したる國家行政費六千八百萬元、合計一億四千餘萬元に達し、軍費の支出は、二億一千萬餘元に上り、軍費は約政費の二倍に當り、清末と比較すれば、約一倍半を増加せり。

以上の數額を綜計すれば、政府毎年缺く可からざるの經費は、約四億八九千萬餘元なり、此は實際に合ふや否やは、誠に疑問なりと雖も、民國十年四月間に於ける中央政費の實際支出額を擧示すれば、左の如し。

機關	金額
總統府	又日金 三四九、五六〇元 又佛幣 三、三三三圓
國務院	二九五、七四九元
外交部	又佛幣 二七七、四二八元 又日金 五、〇〇〇佛
內務部	一二八、二三四元
陸軍部	四二九、二五九元
海軍部	三九、九三〇元

收入漸増の傾向を有せり、試に海關の調査に基き、一九一一年より一九二〇年に至る過去十箇

年次	金額
一九二一(宣統三年)	三六、一七九、八二五海關兩
一九二二(民國元年)	三九、九五〇、六一二
一九二三	四三、九六九、八五三
一九二四	三八、九一七、五二五
一九二五	三六、七四七、七〇六

備考 一海關兩は約一元五十八仙に當り

一九二〇年(民國九年)の海關收入は四千九百八十一萬九千八百八十五海關兩に上り、歴來最大の數なりと云へり、民國八年度豫算の海關收入七千三百四十五萬四千七百七十九元、海關の徵收する常關收入(註二)六百十五萬二百八十八元を合算せる七千九百六十四萬四千四百六十七元と略一致し、加ふるに近年銀價昂騰、爲替有利の爲め、

一、海關稅擔保の外債

債名	債額	利息	起債年	償還期限	償還財源	每年元利償還額
露佛借款	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇法	四分	一九一五	一八九六年より向ふ三十六年間	海關稅	二一、一五四、七五三磅

部	金額
財政部	一六一、九〇〇元
司法部	一五〇、一九七元
教育部	二七八、一四一元
農商部	一二一、一〇〇元
蒙藏院	五三、六〇八元
中央軍警費	六、一四〇、三八〇元
邊防經費	一〇二、五〇〇元
合計	日貨 八、四二七、七一六元 佛貨 三、三三三圓 五、〇〇〇佛

B 歲入

一、田賦

田賦は、主要なる收入にして、八年度の實際收入は八千四百萬に達せり、然るに歷年各省自から徵收自から流用し已に地方稅たる性質を有せり。

二、關稅

甲 海關稅 (註二)

海關稅は、先年歐洲戰參加の報酬として、稅則修改以來、毎年五百萬兩の增收を來し、愈々

年次	金額
一九二六	三七、七六四、三一二
一九二七	三八、一八九、四二九
一九二八	三六、三四五、〇四五
一九二九	四六、〇〇九、一六〇
一九三〇	四九、八一八、八八五

年間に於ける各年度の海關收入高を表示すべし。關稅は其引當各外債、償金の支拂に宛てたる以外、尙盈餘を獲て政府に交付し、中央總收入の二割を占めたり。海關稅は收入確實にして、信賴するに足る結果、外債の擔保として最も歡迎せられ之を擔保とする外債、償金、左の如く巨額に達せり。

英獨第一次借款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	五分	一八九九年より	同	一八九九年より
同 第二次借款	一六、〇〇〇、〇〇〇磅	四分半	一八九九年より	同	一八九九年より
備收	英獨第二次借款の擔保は海關稅の外、宜昌の鹽釐及び其の附加稅百萬兩、湖北安徽の鹽釐八十萬兩、蘇州、上海、九江、寧波の鹽金三百二十萬兩、各稅合計五百萬兩を以てせり。		向ふ四十五年間	同	八三五、二二四磅

二、海關稅擔保の團匪事變償金

本賠償金の債權者は、日、米、英、佛、獨、澳、匈、白、西、葡、伊、和、露、瑞、瑞、其他の諸國、一九〇一年成立、同年より向ふ四十五箇年に完済、金額は六千七百五十萬磅、第二期の賠償數額は、毎年二四、四八三、八〇〇兩にして、其中獨澳に對する五百十餘萬兩を除きて、尙毎年一千九百餘萬兩あり、約英貨四百萬磅に當り、尙此賠償金は、我國は先年大戰に参加せる結果、聯合國により一九一八年一月より向ふ五箇年無利息支拂延期を承認され、(露國のみは三分の一丈)、年約三百餘萬磅の負債を減じたり。

以上を通觀するに、海關稅は毎年七百萬磅の負擔を有す、尙團匪事變償金、善後大借款とは擔保上鹽稅と相互補助の立場に在りと雖も、一九一七年(民國六年)其擔保する外債元利及び善後大借款に對する下半年分の利息を支拂ひたる

後、尙一千萬兩の剩餘を生じ、内二百萬元を我國政府に交付し、殘部を鹽稅收入に繰入れたり、一九一九年二月銀價高騰其極に達し、同年海關收入も亦増加して四六〇〇萬兩に上りしが爲、政府に交付せる關稅剩餘金二、二〇〇餘萬兩の多きに上れり、又一九二〇(民國九年)年は其負擔する外債元利を悉く支拂ひたる後、尙二千三百五十萬上海兩の盈餘を政府に渡せり、近年斯く巨額の剩餘を得たるは、固より海關收入増加も一因たるを得べきも、主要なる原因は、銀價暴騰の結果金貨に對する銀貨の比價暴騰し、例年に比して甚だ小額なる銀貨を以て、其擔保する金建債務の辦濟を爲し得たる事是なり。然るに

近日銀價日に下落し關稅剩餘金も亦早く既に善後大借款の如き他項債務の第二擔保と内債整理基金(註四)とに供せられたるを以て政府は關稅剩餘を望むこと能はざるに至れり。

註一 前掲歲入表の所謂關稅收入中には、海關の徵收する輸出入稅、常關稅(註二參照)子口半稅、噸稅、阿片

註二 開港場の周圍十五哩以内徵收すべき常關稅は、海關經收に歸す、民國八年度(一九一九年)の收入高は左の如し。

牛 莊	八七、六〇九兩	福州	二三四、一二六
天 津	一、二九八、九八六	廈 門	一〇一、九二一
芝 罘	九〇、七〇四	汕 頭	一一一、〇九四
宜 昌	一一、〇九九	廣 東	二七三、四五〇
沙 市	一一、〇九九	江 門	七二、八七五
九 江	四二一、七〇六	瓊 州	一四八、〇七〇
蕪 湖	一、〇四二、四二六	北 海	二二、五一八
上 海	二五六、九九三	合 計	一一、七三二
寧 波	一一一、二九二		四、四九三、七〇八
溫 州	五〇、〇一六		

註三 民國十年(一九二一)三月、内債の整理に關する國務院令發布の結果、關稅剩餘金は内債の整理基金に充當さるるに至れり。

備收 英獨第一、二兩次借款中の獨逸に屬する部分は、先年對獨宣戰によりて、其支拂を停止せるが、

尙引續き其數額を滙豐銀行に交付して、之を儲存し居れり、今年獨逸政府は親善を表示せんが爲、以上の兩借款の利金と一九一三年の五國善後大借款の獨逸に支拂ふべき利金と、合計三千餘萬元を中華民國に退還せんと申込みたり。

乙 常關稅

常關稅は、二種あり、第一種は海關徵收に附屬し、第二種は、獨立の徵收機關により、徵收せらる。第二種の常關稅は、監督官署の收入をも含み、民國八年度の豫算は合計一千二百二十六萬餘元に達せりと雖も、多くの省は、任意に税金を流用し、中央に納入するもの僅少に屬し、最近數年度の實收額は、六七百餘萬元に過ぎざるなり。

三、鹽 稅

鹽稅は、我國古代より存したる租稅なるが、其年收額は、未だ嘗つて一千三百萬兩に超過せる事なし、民國二年(一九一三)善後大借款の擔

年 次	鹽稅收入額
民國三年(一九一四)	七三、六〇〇、〇〇〇元
同 四年	七八、一〇〇、〇〇〇
同 五年	八〇、四〇〇、〇〇〇
同 六年	八二、七〇〇、〇〇〇

政府に交付されたる額

三、三〇四、八一八元
二七、五二二、〇六六

不 明

同 七年	八〇、二〇〇、〇〇〇
同 八年	八八、〇〇〇、〇〇〇
同 九年	不 明

不 明
七五、二一三、四四九
六四、〇一九、八七九

斯くの如くにして、今日に於て鹽稅は關稅と共に外債擔保の中堅を成し、又中央收入に於て重要な地位を占む、然れども近年來内治不統一なるにより、各省往々恣に差押へ、其實際收入は八千萬元に及ばざるなり、鹽稅は克利斯浦借款善後大借款を初め、英獨第二次借款團匪事變償金等、其擔保する外債頗る多きのみならず、之を擔保とする各種短期内外債務も既に四千餘萬元の巨額に達せり、試に左に擧げんとす。

三、各種短期借款

一、克利斯浦借款
本借款は、民國二年より民國十一年迄毎年鹽稅中より其利息二十五萬磅を交付し、民國十二年より元金償還を開始せんとす。

二、善後大借款

本借款は、民國三年(一九一四)より民國十二年迄毎年只

鹽稅剩餘抵償する各内外債表 (民國十年二月迄)

百二十五萬磅の利息を交付し、民國十三年(一九二四)より民國四十九年迄、元利償還を完うするものとす、本借款は鹽稅の外、海關稅及び直隸、山東、河南、江蘇四省指定の中央稅を以て擔保するも、近年利息の支拂は皆鹽稅より之を爲せり。

年次	借款名目	起債額	現在負債殘額	還濟期
民國五年(一九一六)九月	興亞公司借款	五、〇〇〇、〇〇〇圓	二、五〇〇、〇〇〇圓	民國十年十二月
同 七年二月	道勝銀行保商手形款	一三八、〇九三兩	一三八、〇九三兩	同 十年十月
同 三月	滙豐銀行江南造船廠庫券款	一七〇、〇〇〇元	一七〇、〇〇〇元	同 四月
同 八年四月	道勝銀行教育部借款	一二五、〇〇〇兩	一二五、〇〇〇兩	同 三月
同 十月	同	一〇〇、〇〇〇兩	五〇、〇〇〇兩	同 三月
同 九年三月	新華儲蓄銀行代借日金款	四、〇〇〇、〇〇〇圓	四、〇〇〇、〇〇〇圓	同 十一年十一月
同 四月	道勝銀行教育部借款	一五〇、〇〇〇元	一五〇、〇〇〇元	同 十年五月
同 五月	滙理銀行借款	五〇、〇〇〇元	五〇、〇〇〇元	同 三月
同 六月	滙理銀行特種財產局借款	二一八、二三七元	九八、二三七元	同 四月
同 七月	特種國庫證券第一期	三、五〇〇、〇〇〇元	五〇〇、〇〇〇元	同 三月
同 八月	道勝銀行修訂法律館借款	三六、〇〇〇磅	三六、〇〇〇磅	同 六月
同 九月	滙豐銀行借款	一五〇、〇〇〇元	一五〇、〇〇〇元	同 四月
同 十月	道勝銀行借款	二〇〇、〇〇〇元	二〇〇、〇〇〇元	同 五月
同 十一月	同 銀行京鈔借款	一、一三二、五二三兩	一八八、七五三兩	同 三月
同 十二月	特種國庫證券第二期	三、五〇〇、〇〇〇元	二、五〇〇、〇〇〇元	同 六月
同	道勝銀行教育部借款	二〇〇、〇〇〇元	二〇〇、〇〇〇元	同 三月
同	特種國庫證券第三期	四、八〇〇、〇〇〇元	四、一〇〇、〇〇〇元	同 十一年六月
同	道勝銀行審計院借款	三〇〇、〇〇〇元	二〇〇、〇〇〇元	同 十年四月
同	同 銀行借款	三〇〇、〇〇〇元	一五〇、〇〇〇元	同 三月
同	同 銀行教育部借款	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、〇〇〇、〇〇〇元	同 九月
同	華佛銀行借款	四三七、五〇〇元	四三七、五〇〇元	同 七月
同	保商銀行借款	三〇〇、〇〇〇元	三〇〇、〇〇〇元	同 六月
同	審計院顧問俸給借款	三〇〇、〇〇〇元	三〇〇、〇〇〇元	同 四月
同	中華儲蓄銀行代借佛金款	九〇、〇〇〇元	九〇、〇〇〇元	同 十二月
同 十年一月	中法實業銀行手形款	六、〇〇〇、〇〇〇法	六、〇〇〇、〇〇〇法	同 十一年一月
同	滙豐銀行駐英使館經費借款	九一七、九二四元	九一七、九二四元	同 十年五月
同	特種庫券第四期(一)	五、〇〇〇磅	五、〇〇〇磅	同
同	同	三五〇、〇〇〇元	三五〇、〇〇〇元	同
同	同	二、五〇〇、〇〇〇元	二、五〇〇、〇〇〇元	同
同	同	二、五〇〇、〇〇〇元	二、五〇〇、〇〇〇元	同
同	道勝銀行借款	一〇〇、〇〇〇元	一〇〇、〇〇〇元	同 十一月
同	同	三〇〇、〇〇〇元	三〇〇、〇〇〇元	同 四月
同	中國交通兩銀行借款	一、三七三、四三八元	一、三七三、四三八元	同 十一年一月
同	勸業銀行借款	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、〇〇〇、〇〇〇元	同 九月
同	同	一、〇〇〇、〇〇〇元	一、〇〇〇、〇〇〇元	同 二月
同	同	五〇〇、〇〇〇元	五〇〇、〇〇〇元	同 十月
同	同	一〇〇、〇〇〇元	一〇〇、〇〇〇元	同 十二月
同	同	四〇〇、〇〇〇元	四〇〇、〇〇〇元	同 三月
同	同	二九、六〇五、二五〇元	二九、六〇五、二五〇元	同 十二月

現在負債殘額合計

上記諸内外債の元利償還の爲毎月交付さるる數額四五十萬より乃至二百數十萬元に達し民國十年の償還すべき數額は千九百四十一萬餘元ありき。

鹽稅總收入は毎年約八千萬元あるも各省の差押、鹽務行政經費の支辨克利斯浦借款利息善後大借款利息の支拂、公債整理基金の充用等を除く外、毎年實際の剩餘は僅少ななるものなり、今鹽稅剩餘擔保の稍碎なる債務斯く爲し多きに至

り今後若し尙借款を免かれざるならば恐く擔保すべきものなし縱令擔保あるも北京各銀行も亦己に搜括せられて鹽道に資する方策に窮すべし是れ昨年十月頃中國交通兩銀行の取付に遭過する所以なり。

四、公債整理基金の充用

民國十年(一九二一)三月國務院令を發布の結果、元年度及び八年兩公債整理は、鹽稅收入を以て、其主力とし

て、毎年一千四百萬元を支出する事となる、毎月交付すべき數額は、鹽稅收入の多寡に因りて、多少の別あるなり。

以上に述べたる所に據れば、鹽稅より年々支出せざる可からざる金額は、鹽稅剩餘擔保の内借借款元利金約一千九百四十萬元、公債整理基金一千四百萬元、合計約三千三百四十萬元、又克利斯浦借款利息二十五萬磅、善後大借款利息百二十五萬磅合計百五十萬磅あり、而して各省鹽稅の差押へは益々盛になり、中央利用し得る鹽稅剩餘、果して幾何あるや知らざるものなり。

四、貨物稅

貨物稅は、產銷、統稅、統捐、釐金等を含むし、七年度の實際收入は、三千四百餘萬元に達せるも、歷來各省に差押へられ、以て行政費の支辨に供せり。

五、諸 稅

八、政府直接收入

政府直接收入は五項あり、即ち印紙稅、烟酒公賣稅、烟酒稅、烟酒牌照稅及釐稅是なり。八年度の豫算に於ては、之が六千四百五十二萬餘元を計上せるも、其實際收入は、烟酒各稅六百餘萬元、印紙稅二百餘萬元あるのみ、蓋し各省の爲めに差押へられたればなり。

結 論

之を以て之を觀れば、歲出は益々膨脹し、來りて、歲入は反つて愈々減少するに至り、此に於てか政府は彌縫苟安是れ力め、借款を以て唯一の方法と爲し、借款を起すこと能はざれば、凡ての要政を閑却して顧慮せざるなり。

今や善後大借款の元金償還は、焦眉の急に迫り(民國十三年(一九二四)より元金を分償すること)、團匪事變償金の延期々限又將に滿了せんとし、金價騰貴により關鹽兩稅の剩餘多く望む

諸稅は、即ち正雜各稅と正雜各捐なり、正雜各稅は契稅、牙稅、當稅、(質稅)、牲畜稅、屠宰稅、茶稅、糖稅、漁業稅、木稅、包裹稅、雜稅等の如きものにして、正雜各捐は貨捐、茶捐、船捐、雜捐等なり。八年度の諸稅豫算總額三千七百四十二萬餘元なるが、實際は地方に差押へられ、中央收入となるものは、頗る少額なり。

六、官業官產收入

各種官業官產收入は、豫算に於ては巨額なるも、地方長官の任意に徵收流用する今日、國庫收入に裨益すること、僅少なるべし。

七、中央各機關收入

中央各機關の收入は、財政部の造幣餘利、教育部の學費、司法部の訴訟費、農商部の登錄費等の如き、其種類頗る多し唯登錄費等の如き、歷來農商部の收入に歸せるを以て、國庫は其利を受くる能はず。

こと能はず、而も最近に至り、滿期せる外債元利の償還延滞、擔保の缺乏、列國間に南北統一に歸する迄借款に應せざるの申合等の關係により、外債の來源も涸竭に歸し、軍閥は日日軍費を強請し、中央政府の窮狀至らざる所なし、放任斯くの如くにして進まんか、遂に破産の悲境に陥らざるを得ず、余や非才なりと雖も、一箇の國民たる以上、此の生死問題に就て、研究せざる能はず、今試に吾國財政の紊亂に至らしむる原因を次に擧げ、然る後に其整理方策を述べんとす。(未完)